

◎新潟県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、上越圏域広域都市計画マスタープランの案を縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。上越圏域には、上越市、糸魚川市及び妙高市が含まれる。

2 案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成29年1月13日
至 平成29年1月27日

(2) 場所

ア 上越市本城町5-6（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

イ 糸魚川市南押上1-15-1（〒941-0052）

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-553-1969

ウ 上越市木田1-1-3（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課（土日は木田庁舎時間外受付）

電話 025-526-5111

エ 糸魚川市一の宮1-2-5（〒941-8501）

糸魚川市産業部建設課

電話 025-552-1511

オ 妙高市栄町5-1（〒944-8686）

妙高市建設課

電話 0255-74-0025

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

上越市、糸魚川市及び妙高市の住民並びに利害関係者

5 意見書の提出期限

平成29年1月27日（金）（必着のこと。）

6 その他

広域都市計画マスタープランのうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更するものであるため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更案を縦覧に供する。